

第310回千葉市開発審査会議事要旨

1 日 時：令和4年9月30日（金）午後2時57分～午後4時39分

2 場 所：千葉中央コミュニティセンター8階 若潮

3 出席者

- (1) 委員：岡田知也委員、板谷和也委員、松浦健治郎委員、澤田いつ子委員、長谷部衡平委員
- (2) 行政庁職員：浜田建築部長、森永宅地課長、川口審査第一班主査、鈴木審査第二班主査、中村企画調査班主査、土屋企画調査班主任主事
- (3) 事務局職員：三田建築管理課長、中野計画調整班主査、三宅計画調整班主任技師

4 議 題

(1) 審査案件審議

ア 議案第1号 開発行為の許可について

(立地基準) 都市計画法第34条第14号

千葉市開発審査会付議基準第3「既存集落内における自己用住宅の建築」に該当する開発行為

イ 議案第2号 開発行為の許可について

(立地基準) 都市計画法第34条第14号

千葉市開発審査会付議基準第8「インターチェンジの周辺における流通業務施設等の建築」に該当する開発行為

ウ 議案第3号 開発行為の許可について

(立地基準) 都市計画法第34条第14号

千葉市開発審査会付議基準第17「社会福祉施設の建築」に該当する開発行為

エ 議案第4号 完了公告後の予定建築物の用途変更の許可について

(立地基準) 都市計画法第42条第1項ただし書き

都市計画法第34条第14号

千葉市開発審査会付議基準第14「建築物の用途変更」に該当する完了公告後の予定建築物以外の建築行為等

オ 議案第5号 建築行為等の許可について

(立地基準) 都市計画法施行令第36条第1項第3号ホ

千葉市開発審査会付議基準第4「準公益的施設の建築」に該当する建築行為等

カ 議案第6号 建築行為等の許可について

(立地基準) 都市計画法施行令第36条第1項第3号ホ

千葉市開発審査会付議基準第6「屋外施設等の付帯施設の建築」に該当する建築行為等

キ 議案第7号 建築行為等の許可について

(立地基準) 都市計画法施行令第36条第1項第3号ホ

千葉県開発審査会付議基準第14「建築物の用途変更」に該当する建築行為等

ク 議案第8号 建築行為等の許可について

(立地基準) 都市計画法施行令第36条第1項第3号ホ

千葉県開発審査会付議基準第15「線引きの日前に建築物の建築を目的として造成に着手したと認められる土地等における専用住宅の建築」に該当する建築行為等

(2) その他

ア 次回の開発審査会について

5 議事の概要

(1) 審査案件審議

ア 議案第1号 開発行為の許可について

本件は許可相当とすることに決定した。

イ 議案第2号 開発行為の許可について

本件は許可相当とすることに決定した。

ウ 議案第3号 開発行為の許可について

本件は許可相当とすることに決定した。

エ 議案第4号 完了公告後の予定建築物の用途変更の許可について

本件は許可相当とすることに決定した。

オ 議案第5号 建築行為等の許可について

本件は許可相当とすることに決定した。

カ 議案第6号 建築行為等の許可について

本件は許可相当とすることに決定した。

キ 議案第7号 建築行為等の許可について

本件は許可相当とすることに決定した。

ク 議案第8号 建築行為等の許可について

本件は許可相当とすることに決定した。

(2) その他

ア 次回の開発審査会について

次回の開発審査会の開催日は、令和4年10月28日(金)と決定した。